

第5回「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」議事概要

1. 委員の出欠

全員出席

2. 概要

< 議事1について >

新井表示・規格課長より資料2、参考資料1及び参考資料2について説明

座長代理：情報伝達内容の記録の保持について、現在はどのようになっているのか。

新井表示・規格課長：例えば表示根拠の一つとしての伝票は、JAS法上では保持義務はないが、法人税法上は7年の保存義務がある。JAS法で立入検査を行う際に伝票を見るが、一部整理されていないなど不備はあるものの、伝票が全くない業者はない。

天明委員：参考資料1の5ページに関して、外食・インストア加工向けに納入している加工食品は、生産者の段階から任意表示となるのか。

新井表示・規格課長：そうである。外食・インストア加工向けの加工食品は、卸売業者を経ている場合でも義務は課されない。

横田委員：加工食品の原材料となる生鮮食品が義務化される場合、表示項目は何か。生鮮食品品質表示基準に従って表示すれば良いのか。

新井表示・規格課長：そのように考えており、加工食品品質表示基準だけでなく、場合によっては生鮮食品品質表示基準も改正される。

土谷委員：外食は表示義務がないが、任意で「産の」などとした表示がおかしかった場合について、JAS法上の規定はあるのか。

新井表示・規格課長：外食の表示は、JAS法ではなくガイドラインではあるが、JAS法の関係者が行う監視の際にチェックはしている。表示に間違いがあった場合には、ガイドラインなのでその場で口頭の指導を行っている。JAS法違反とはならないが、監視の対象としている。

土屋委員：加工食品品質表示基準の第1条に、「加工食品(容器に入れ、又は包装されたものに限る)」とある。容器包装は、一般消費者向けの小売商品においては有効な手段と思うが、業者間で相対取引される商品の情報伝達の媒体として当てはまらないことも考えられる。容器包装の定義を教えて欲しい。

新井表示・規格課長：JAS法においては、生鮮食品の場合、表示は小

売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等にしなければならない旨規定されており、「野菜の段ボール」も容器と見なしていることから、食品衛生法と全く同じということではない。

山根委員：参考資料1の5ページに関して、学校給食の場合はどこに当てはまるのか。

また、今回の検討では義務表示事項を原材料名に限っているが、この規制によって原料原産地偽装に対しても、ある程度は効力を持つとお考えか。

新井表示・規格課長：学校給食は、JAS法上は外食に該当する。

原料原産地偽装に対しては、表示が義務付けられている20食品群等に関しては業者間でも表示義務が課せられるので、この点で偽装の抑止力になると考えている。

天明委員：原材料名の中に原料原産地の表示も含むのか。

新井表示・規格課長：最終的に原料原産地の表示が義務付けられている20食品群等となる原材料については、原料原産地を表示しなければならない。

横田委員：食品衛生法上の加工の定義はJAS法上のものと異なるが、今回の改正で適用されるのはJAS法上の定義か。

新井表示・規格課長：そうである。

座長代理：業者間取引の表示の義務化は当然だと思うが、既に表示が義務化されている品目でも偽装が行われてきたことを踏まえると、表示義務を担保する措置がさらに必要だと考える。業者にとっても、義務表示を守るためには何をすればよいかかわかるようにする必要があるのではないか。照合と記録だと考える。また、表示を義務化すると調査や取締の対象となり、その際に証拠の検証が行われると思うが、証拠の検証のためにも表示を記録して保管することが必要ではないか。

前者について、表示を義務付けて違反を罰するのが現在の枠組みだが、それだけではなく、業者がミスや逸脱行為を防げるようにすることが必要だ。送り状を記録として保管すれば、業者に新たな負担をかけず、さらに業者にとっても表示義務を守るためにしなければならないことがわかりやすくなると思う。

また、この点に関して、EUで義務化されている食品ロットの識別を適用できないか。ロット番号を伝票や送り状に記録することにより、情報伝達の正確性の担保ができ、ミスや逸脱行為が防げると考える。業者の多くは商品をロットで管理しており、実際の取引に

反しないと思う。

資料2の2.(2)に規格書を表示媒体として認めるとあるが、取引を始める際に1度だけ規格書を提示するのでは意味がない。過去に行われた偽装表示の例で、規格書に基づいた原材料が入手できない時に、規格書を変更するのが面倒だったので別の原材料を使用し続け、取引先もそれに気づかずに偽装が常態化したということがあった。商品を受け渡すごとに規格書を添付するというのならかまわない。

座長：表示を記録し保管するということは、表示義務の実行性を高くするのに有用であり、表示義務を具体化する際の参考になる。

天明委員：同じ商品でも、取引先によって求められる規格書が異なることがあり、商品に規格書を添付するとなると作業が煩雑でミスが起きやすく、技術的に難しいと考える。現状では、商品には送り状を添付している。

座長代理：そうすると、資料2の2.(2)にある「業者間での情報伝達は、主に規格書という形で行っており」という記述は、今回取ろうとしている措置について誤解が生じやすく、必要ないのではないかと思う。規格書がない場合はどうなるのか。

天明委員：規格書がない商品は、個装の表示と送り状で情報伝達している。送り状に原材料名を表示するとなると、ノウハウの流出が懸念される。

新井表示・規格課長：参考資料1の6ページに、原材料名の表示場所に関して記載してある。容器包装に表示されるのが最も良いが、加工食品は原材料が多岐に渡ることもあり、送り状や規格書での伝達も認める。現状では規格書の変更がFAXやEメールで行われていることもあり、商慣行を加味し、コストの面も考慮して、表示が担保できる方法を提案したい。

座長代理：毎回引き渡される原材料名をきちんと伝えるということ、業者にしっかり認識してもらわねばならない。規格書の内容変更を取引先に伝えることは当然だが、それすらできていないのが実情である。

五味委員：規格書での伝達をもって表示と認めるには、規格書と個々の商品が結びつくようにすることが大前提。例えば、規格書をナンバリングしたうえで、個々の商品の容器・包装等に対応する規格書のナンバーを付すなどの方法があるのではないか。そうでなければ個々の商品の表示とはいえない。個々の商品との結びつきを不要とすると、業者が規格書を提出しさえすればよいと考えるようになる

危険性がある。

天明委員：商品名と納入元がわかれば、規格書は特定できる。

山根委員：消費者の立場からすると、今回の改正では商品に表示がされるわけではないので、安心・安全の確保に繋がるとは感じにくい。検査・監査が厳しくなったことで安心や安全を確保するなど具体的にアピールしないと、信頼は回復しない。

新井表示・規格課長：基本事項である原材料名が正確に記載できていないという実態が消費者の信頼を揺るがしている。最終商品に表示が追加されるわけではないが、表示されている事項の真正性を確保するという点で効果があると考えます。監視対象も広がることで、農水省も負うべき責任は大きい。

監視業務を行う農政事務所員等に対して、監視に関する研修も行っており、このようなことも含めて信頼回復に繋がりたい。

中村委員：今回の改正では、業者間取引での全ての加工食品の原料原産地も表示義務化されるのか。

新井表示・規格課長：原料原産地表示が義務化されている20食品群等に使用される商品については、業者間でも原料原産地の表示が義務化されるが、それ以外の商品には原料原産地の表示義務はない。原材料名と原料原産地は別である。

座長：原材料名の表示義務化は、商品が偽装されないように担保するものである。原材料名を表示するのは煩雑な作業かもしれないが、消費者の選択に資するためには必要である。

天明委員：業者間取引の表示義務化では、ミートホープ社のような偽装事件は防げないと思う。加工、原材料メーカーは、現在も表示や送り上、規格書でできるだけ正確に情報を伝達していると思うので、表示義務化は必要ない。商品の品質を一定化するために、原材料の中身や量は変動することがあり、正確な情報を伝えるのは難しい。輸入原材料の場合は、外国から正確な情報を明かしてもらえないこともある。原材料名が最終商品で必要となるものは全て伝達されていると思うが、必要ないものもあり、そうしたもので表示義務化されると業者に負担となる。

座長：一部負担となる業者もあると思うが、実行可能な範囲で率先して表示に取り組んでいただきたい。

座長代理：検討の対象になっているのは、小売り段階で原材料名の表示が義務付けられているものについてである。業者間取引では原材料名を伝達する必要がないものもあるとはどういうことか。

天明委員：例えば、最終商品にマヨネーズを使用する場合は、小売段階

での原材料名の表示は「マヨネーズ」とすれば良いので、納入元からマヨネーズの原材料名を詳細に把握する必要はない。

座長：原材料名を伝達する必要がない場合でも、原材料の納入元は必ず把握しておかなければならない。

土谷委員：原料原産地表示が義務化されている20食品群等に関して、どのような最終商品に使われるかを考えて業者間でも原産地を表示することになるのか。

新井表示・規格課長：例えば、魚の場合、缶詰に使用されることがわかっていれば、缶詰は原料原産地の表示義務がないので、業者間でも原産地表示をする必要はない。野菜など、市場を経由して一般の消費者にも外食にも提供される可能性がある場合は、原産地を表示しなければならない。

土屋委員：資料2に、業者間取引では表示規制を弾力化する旨や、商慣行等の実態把握に努めるとあるが、具体的な内容を提示していただきたい。業種によって実態はかなり異なるので、それぞれに対応可能な配慮が必要である。このことから業種毎に情報伝達に関するマニュアルを作成していただくことも重要。輸入加工品については、実態に則した情報を求めるべきである。また、規格書等、中小企業では使用していないことも想定されるので、実際取引上使用されている規格書等に代わる手段等があれば、それも認め、中小企業でも対応可能とすることが重要である。

座長：商取引はいろいろな形態があり、漏れのないように実態調査していただきたい。

新井表示・規格課長：業種ごとに中小企業の実態は異なる。これまでも13の業界団体にヒアリングを行ったが、中小企業の実態はわからないと言われることもある。今後さらに団体と意見交換を深め、業種ごとにどのような実態があるか教えていただきたいと考えている。

また、現在も品質表示基準の告示については、様々な業態を想定してQ & A形式で詳細を説明している。業者間取引で表示を義務化した際は、このような形で配慮をすることも検討している。こうした点を踏まえて、実行可能でかつ消費者に正確な情報が伝わる手法を取りたい。

横田委員：資料2の2.(3)にある弾力化というものが、様々に解釈され、拡大解釈されることも考えられる。Q & Aよりも、ガイドラインのような指針を出していただかないと、特に中小企業は困惑する。いろいろなパターンのガイドラインを出していただく方がわか

りやすい。

五味委員：とりまとめの大枠とあるが、最終的なイメージが掴めない。今後、寄せられた意見を細かく取り入れるのか。

新井表示・規格課長：とりまとめの大枠は、検討会の最も大きな論点をとりとまとめたものである。今後、とりまとめに当たっては、企業のコンプライアンス、企業と消費者のコミュニケーション、指導・監視へのご提言も含めたい。現段階では事務局のアイデアで作成しているので、ご意見があれば取り入れたい。

天明委員：原材料名の表示方法が、加工食品品質表示基準と個別の品目に係る品質表示基準で異なっており、迷うことがある。表示を義務化するのなら、どのように表示をしたら良いかわかりやすく示していただきたい。中小企業にはJAS法を知らないところもあり得るので、きめ細やかなガイドラインで表示方法を提示して、実行性のあるものにしていただきたい。

座長代理：今回の検討の対象外だとは思うが、ミートホープ社の問題の発端となったミンチ肉は、牛トレサビリティ法の対象外とされている。牛トレサビリティ法の制定の際に、ミンチ肉も対象とすべきという強い意見があった。今後議論する場があれば、対象とするように是非検討していただきたい。

また、監視のあり方について、中小企業の実行性に配慮する必要がある。監視の主たる機能は、ミスや逸脱行為があれば注意・勧告することである。それにプラスする形で、助言や指導を行ってはどうか。作業工程をチェックした上で改善方法を助言することにより、ミスや逸脱行為を防げる気運が醸成できるのではないか。

また、監査員が的確に助言・指導をできるように、研修も行っていただきたい。

中村委員：とりまとめの大枠には全体的には賛成する。しかし、業者間取引の表示が義務化されても、新しく追加された情報を消費者は見ることができないので、消費者への正確な情報提供が目的であることが消費者にきちんと伝わるようにしなければならない。

座長代理：消費者が見えないところを担保することで、初めて表示という消費者が見えるところを正確にできるということを、消費者に伝える必要がある。

土谷委員：外食は表示義務が課されないとなると、詳細が不明確な原材料が外食に使用されるようになることも考えられ、その点に関しての対策も必要ではないかと思う。

座長：消費者に相対で商品の内容を説明できるということで外食は義務

化が免除されており、外食に使用される原材料もきちんと詳細が把握されていないなければならない。

五味委員：10月15日に検討会は開催されないのか。

座長：開催されない。事前に事務局でとりまとめ案を作成して各委員から意見を頂戴し、10月31日の検討会で最終的なとりまとめを行う。

<議事2について>

木下表示・規格課補佐より資料3について説明

(その他、委員からの発言なし)

座長：これで閉会とする。

(以上)